

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月14日
【会社名】	サンデンホールディングス株式会社
【英訳名】	SANDEN HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 西 勝也
【本店の所在の場所】	群馬県伊勢崎市寿町20番地
【電話番号】	伊勢崎(0270)-24-1211
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田1丁目18番13号 秋葉原ダイビル10F
【電話番号】	東京(03)-5209-3341
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	2021年3月1日
【発行登録書の効力発生日】	2021年3月17日
【発行登録書の有効期限】	2022年3月16日
【発行登録番号】	3 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額21,408,512,000円
【発行可能額】	21,408,512,000円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2021年5月14日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2021年5月14日に関東財務局長に提出しました。 この臨時報告書の提出により、当該書類を2021年3月1日に提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

< 前略 >

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月3日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月6日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月10日に関東財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月2日に関東財務局長に提出

(訂正後)

< 前略 >

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月3日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月6日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月10日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月14日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降本訂正発行登録書提出日(2021年5月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本訂正発行登録書提出日現在においても変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降本訂正発行登録書提出日(2021年5月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本訂正発行登録書提出日現在においても変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。